



鳥取県公報

平成 25 年 10 月 11 日(金)
号外第 1 1 0 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則（69）（業務効率推進課）・・・・・・・・・・ 3

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県附属機関条例の制定及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県附属機関条例の制定に伴い設置される附属機関について、庶務担当機関を定める。

(2) 福祉保健部の所管に属する機関について定めた規則中、引用している配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の題名を配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に改める等の所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成26年1月3日とする(2)の一部を除き、公布日とする。

イ 鳥取県事務処理権限規則及び鳥取県会計規則について、所要の規定の整備を行う。

規 則

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第69号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p><u>第3章 地方機関</u></p> <p> 第1節 通則（<u>第18条・第19条</u>）</p> <p> 第2節 総合事務所（<u>第20条—第22条の9</u>）</p> <p> 第3節～第13節 略</p> <p><u>第4章 附属機関（第159条）</u></p> <p>第5章 雑則（<u>第160条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（機関の分類）</p> <p>第2条 知事の権限に属する事務を処理させるための組織を構成する機関は、本庁、<u>地方機関及び附属機関</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p><u>4 附属機関とは、法第138条の4第3項の規定に基づき法律又は条例の定めるところにより設置される附属機関をいう。</u></p> <p>（福祉保健部各課の所掌事務）</p> <p>第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p> 福祉保健課～子育て王国推進局子育て応援課 略</p> <p> 子育て王国推進局青少年・家庭課</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） <u>配偶者等</u>からの暴力の防止及び被害者の保護</p>	<p>目次</p> <p>第1章・第2章 略</p> <p><u>第3章 附属機関（第18条）</u></p> <p><u>第4章 地方機関</u></p> <p> 第1節 通則（<u>第19条・第20条</u>）</p> <p> 第2節 総合事務所（<u>第21条—第22条の10</u>）</p> <p> 第3節～第13節 略</p> <p>第5章 雑則（<u>第159条</u>）</p> <p>附則</p> <p>（機関の分類）</p> <p>第2条 知事の権限に属する事務を処理させるための組織を構成する機関は、本庁、<u>附属機関及び地方機関</u>とする。</p> <p>2 略</p> <p><u>3 附属機関とは、法第138条の4第3項の規定に基づき設置される附属機関をいう。</u></p> <p>4 略</p> <p>（福祉保健部各課の所掌事務）</p> <p>第9条 福祉保健部各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p> 福祉保健課～子育て王国推進局子育て応援課 略</p> <p> 子育て王国推進局青少年・家庭課</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） <u>配偶者</u>からの暴力の防止及び被害者の保護に</p>

に關すること。
 (6)・(7) 略
 子育て王国推進局子ども発達支援課～健康医療局
 医療指導課 略

に關すること。
 (6)・(7) 略
 子育て王国推進局子ども発達支援課～健康医療局
 医療指導課 略

第3章 附属機関

(附属機関の名称、担任する事務及び庶務担当機関)

第18条 法第138条の4第3項の規定に基づく、附属
 機関として置かれたものは、次の表の左欄に掲げら
 れておき、担任する事務は、それぞれ同表の中
 欄に掲げられておき、その庶務は、それぞれ同
 表の右欄に掲げる機関においてつかさどる。

附属機関	担任する事務	庶務担当機 関
鳥取県情報 公開審議会	鳥取県情報公開条例（平 成12年鳥取県条例第2 号）第19条第1項の規定 による開示決定等に係る 不服申立てについての審 議、同条例第7条第6項 の規定による開示請求に 対する決定等に係る報告 の受理及び同条例の施行 に關する重要事項につい ての知事に対する意見の 具申に關する事務	県民課
	鳥取県公文書等の管理に 關する条例（平成23年鳥 取県条例第52号）第18条 第1項の規定による特定 歴史公文書等の利用請求 に対する処分についての 審査請求の審議に關する 事務	政策法務課
鳥取県個人 情報保護審 議会	鳥取県個人情報保護条例 （平成11年鳥取県条例第 3号）第37条第1項の規 定による個人情報の収集 範囲等及び同条例の運用 に關する重要事項につい ての実施機関に対する意 見の具申並びに開示決定 等に係る不服申立て等 についての審議に關する事	県民課

		務	
		住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定によりその権限に属させられた事項についての調査審議及び知事の諮問に応じて行う同法第30条の5第1項の規定による通知に係る本人確認情報の保護に関する事項についての調査審議並びにこれらの事項についての知事に対する建議に関する事務	地域振興課
鳥取県防災会議		災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第2項の規定による地域防災計画の作成及びその実施の推進、災害が発生した場合における関係行政機関等の連絡調整等の防災に関する事務	危機管理政策課
鳥取県国民保護協議会		武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第37条第2項の規定による国民の保護のための措置に関する重要事項の審議及び当該重要事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	危機対策・情報課
鳥取県救急搬送高度化推進協議会		消防法（昭和23年法律第186号）第35条の8第1項及び第4項の規定による傷病者の搬送及び傷病者の受入れの実施（以下「搬送等の実施」という。）に関する基準（以下「実施基準」という。）に関する協議、実施基準に基づく搬送等の実施に係る連絡調整並びに実施基準及び搬送等の実施に関する事項についての知事に対する意見の	消防防災課 (健康医療局医療政策課が担当する事務を除く。) 健康医療局医療政策課 (傷病者の受入れに限る。)

	具申に関する事務	
鳥取県固定資産評価審議会	地方税法（昭和25年法律第226号）第401条の2第2項及び第3項の規定による固定資産評価基準の細目及び固定資産の価格等の修正に関する知事の勧告並びにその他固定資産の評価に関する事項についての調査及び審議に関する事務	税務課
鳥取県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）によりその権限に属させられた事項の処理及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第1章第4節第6款の規定によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務	行政監察・法人指導課
鳥取県公共事業評価委員会	鳥取県公共事業評価委員会条例（平成15年鳥取県条例第8号）第2条の規定による実施中又は実施前の公共事業の評価、公共工事の費用の縮減、公共工事における環境配慮物品の使用その他の環境への配慮及びその他公共事業に関し客観的な評価又は検討が必要であると認められた事項についての調査審議に関する事務	工事検査課
鳥取県財産評価審議会	鳥取県財産評価審議会設置条例（昭和38年鳥取県条例第6号）第2条の規定による県有財産の購入、売却、交換等につい	行財政改革局財源確保推進課

	ての価格の調査審議に関する事務	
鳥取県職員 人材開発セ ンター運営 審議会	鳥取県職員人材開発センター運営審議会設置条例（昭和31年鳥取県条例第2号）第2条の規定によるセンターの運営についての審議に関する事務	行財政改革 局職員人材 開発センタ ー
鳥取県公務 災害補償等 認定委員会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年鳥取県条例第31号）第4条の規定による職員の公務又は通勤による災害の認定に関し必要な事項についての審議に関する事務	行財政改革 局福利厚生 課
鳥取県公務 災害補償等 審査会	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第18条の規定による実施機関が行う公務上の災害又は通勤による災害の認定、療養の方法、補償金額の決定その他補償の実施についての不服申立ての審査に関する事務	
鳥取県人権 尊重の社会 づくり協議 会	鳥取県人権尊重の社会づくり条例（平成8年鳥取県条例第15号）第7条第2項及び第3項の規定による人権施策基本方針及び人権尊重の社会づくりに関する事項に関しての知事に対する意見具申に関する事務	人権局人権 ・同和対策 課
鳥取県立人 権ひろば21 指定管理候 補者審査委 員会	鳥取県立人権ひろば21について、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号）第6条第2項及び第22条第3項の規定による指定管理者の指定に係る審査に関する事務	

鳥取県私立 学校審議会	私立学校法（昭和24年法律第270号）の規定による私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校並びに私立専修学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務	教育・学術振興課（子育て王国推進局子育て応援課が担当する事務を除く。） 子育て王国推進局子育て応援課（私立幼稚園に関することに限る。）
鳥取県男女 共同参画審 議会	鳥取県男女共同参画推進条例（平成12年鳥取県条例第83号）第32条の規定による鳥取県男女共同参画計画の策定その他男女共同参画に関する重要事項の調査審議に関する事務	男女共同参画推進課
鳥取県男女 共同参画推 進員	鳥取県男女共同参画推進条例第23条の規定による県民若しくは事業者の男女共同参画に関する苦情若しくは不服の処理又はこれらの者の権利利益の保護に関する事務	男女共同参画推進課（委員の任免又は議会対応に関することに限る。） 男女共同参画センター（苦情又は不服の処理に関することに限る。）
鳥取県文化 芸術振興審 議会	鳥取県文化芸術振興条例（平成15年鳥取県条例第53号）第17条第1項の規定による文化芸術の振興に関する事項の調査審議及び同条第2項の規定による文化芸術の振興に関する事項についての知事に対する意見の具申に関	文化政策課

	する事務	
文化観光局 指定管理候補者審査委員会	文化観光局の所管に属する公の施設（鳥取県立夢みなどタワーを除く。）について、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条、第6条第2項及び第22条第3項の規定による指定管理者の指定に係る審査に関する事務	
鳥取県立夢みなどタワー指定管理候補者審査委員会	鳥取県立夢みなどタワーについて、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条及び第22条第3項の規定による指定管理者の指定に係る審査に関する事務	
鳥取県社会福祉審議会	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第7条第1項の規定による社会福祉に関する事項の調査審議及び関係行政機関に対する意見の具申、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定による児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項の調査審議、知事の諮問に対する答申及び関係行政機関に対する意見の具申並びに芸能、出版物等の推薦及びそれらを製作し、興行する者等に対する勸告並びに母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第7条及び母子保健法（昭和40年法律第141号）第7条の規定による母子家庭の福祉に関する事項及び母子保健に関する事項の調査審議並びに	福祉保健課

	知事の諮問に対する答申及び関係行政機関に対する意見の具申に関する事務	
鳥取県障害者施策推進協議会	障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第1項の規定による障害者計画の策定又は変更に関する知事の諮問に対する答申、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項の調査審議及びその施策の実施状況の監視並びにその施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項の調査審議、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第9条の規定による精神保健及び精神障害者の福祉に関する事項の調査審議並びに知事の諮問に対する答申並びに知事に対する意見の具申並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条第6項の規定による障害福祉計画の策定又は変更に関する知事の諮問に対する答申に関する事務	障がい福祉課
鳥取県障害者介護給付費等不服審査会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第97条第1項の規定による市町村の介護給付費等に係る処分についての不服申立ての審査に関する事務	
鳥取県精神医療審査会	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条の規定による定期報告等	障がい福祉課（精神保健福祉セン

	に係る措置入院者又は医療保護入院者の入院の要否についての審査（知事が報告を求めた任意入院者に係るものを含む。）及び入院中の者又はその保護義務者からの退院等の請求についての審査に関する事務	ターが担当する事務を除く。） 精神保健福祉センター（入院の要否及び退院等の請求についての審査処理に関する。）
鳥取県福祉保健部指定管理候補者選定・審査委員会	福祉保健部の所管に属する公の施設について、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条、第6条第2項及び第22条第3項の規定による指定管理者の指定に係る審査に関する事務	障がい福祉課（長寿社会課及び子育て王国推進局子育て応援課が担当する事務を除く。） 長寿社会課（鳥取県立皆生尚寿苑及び鳥取県立福祉人材研修センターに関する。） 子育て王国推進局子育て応援課（鳥取県立鳥取砂丘こどもの国に関する。）
鳥取県介護保険審査会	介護保険法（平成9年法律第123号）第183条の規定による保険給付に関する処分又は保険料その他の徴収金に関する処分についての不服申立ての審査に関する事務	長寿社会課
鳥取県青少	鳥取県青少年問題協議会	子育て王国

年問題協議会	設置条例（昭和28年鳥取県条例第46号）第1条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の調査審議、関係行政機関相互の連絡調整並びに知事に対する意見具申に関する事務	推進局青少年・家庭課
鳥取県障害児通所給付費等不服審査会	児童福祉法第56条の5の5第1項の規定による市町村の障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費に係る処分についての審査請求の審査に関する事務	子育て王国推進局子ども発達支援課
鳥取県東部感染症診査協議会、鳥取県中部感染症診査協議会及び鳥取県西部感染症診査協議会	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第24条第3項の規定による感染症の患者、無症状病原体保有者又はその保護者に対する就業の制限の通知並びに感染症の患者又はその保護者に対する入院の勧告、入院の期間の延長及び結核患者又はその保護者の医療費の県負担の申請に関し必要な事項の審議及び知事に対する意見の具申に関する事務	健康医療局健康政策課
鳥取県医療審議会	医療法第71条の2第1項の規定による同法によりその権限に属させられた事項の調査審議及び医療を提供する体制の確保に関する重要事項の調査審議に関する事務	健康医療局医療政策課
鳥取県准看護師試験委員	保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第25条第1項の規定による准看護師試験の実施に関する事務	
鳥取県国民	国民健康保険法（昭和33	健康医療局

健康保険審査会	年法律第192号) 第91条第1項の規定による保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求に関する処分を含む。)又は保険料その他同法の規定による徴収金に関する処分に対する不服の審査に関する事務	医療指導課
鳥取県後期高齢者医療審査会	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第128条第1項の規定による後期高齢者医療給付に関する処分(被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。)又は保険料その他同法第4章の規定による徴収金(県内の市町村及び鳥取県後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。)に関する処分に対する不服の審査に関する事務	
鳥取県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第58条の13第1項の規定による麻薬中毒者の入院措置の審査に関する事務	
鳥取県環境審議会	環境基本法(平成5年法律第91号)第43条第1項の規定による環境の保全に関する基本的事項の調査審議等に関する事務、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)及び温泉法(昭和23年法律第125号)の規定によりその権限に属させられた事項の調査審議並びに自然環境の保全に関する重要事項の調査審議に関する事務並びにとつりの豊かで良質な地下水の保全	環境立県推進課

	及び持続的な利用に関する条例（平成24年鳥取県条例第91号）第8条第2項、第11条第2項及び第18条第2項の規定による地下水の保全及び持続的な利用に関する調査審議に関する事務	
鳥取県環境影響評価審査会	鳥取県環境影響評価条例（平成10年鳥取県条例第24号）第40条の規定による技術指針、方法書、準備書及び評価書に対する知事の意見その他の事項の調査審議に関する事務	
鳥取県廃棄物審議会	鳥取県廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例（平成17年鳥取県条例第68号）第30条の規定による事業者と関係住民の合意形成に関する結果の審査等についての知事に対する意見の具申、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく許可の申請又は届出の審査に関し知事が意見を求めた事項についての調査審議、産業廃棄物の処理に関する重要な事項についての調査審議並びに廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	循環型社会推進課
鳥取県生活衛生営業審議会	鳥取県生活衛生営業審議会条例（平成12年鳥取県条例第20号）第1条の規定による生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）の施行	くらしの安心局くらしの安心推進課

		に関する重要事項及び公衆浴場入浴料金の統制額の指定に関し必要な事項の調査審議に関する事務	
鳥取県クリーニング師試験委員	鳥取県クリーニング師試験委員条例（昭和34年鳥取県条例第32号）第1条の規定によるクリーニング師試験に関する事務		
鳥取県調理師試験委員	鳥取県調理師試験委員条例（平成15年鳥取県条例第2号）第1条の規定による調理師試験に関する事務		
鳥取県ふぐ処理師試験委員	鳥取県ふぐの取扱い等に関する条例（平成16年鳥取県条例第7号）第5条の規定によるふぐ処理師試験に関する事務		
鳥取県犯罪のないまちづくり協議会	鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例（平成20年鳥取県条例第44号）第24条の規定による推進計画の策定、推進計画に基づく防犯施策の実施状況その他犯罪のないまちづくりに関する重要事項の調査審議に関する事務		
鳥取県交通安全対策会議	交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）第16条第2項の規定による交通安全計画の作成及びその実施の推進、陸上交通の安全に関する総合的な施策の企画に関する審議及びその施策の実施の推進並びに陸上交通の安全に関する総合的な施策の実施に係る関係行政機関等相互間の連絡調整に関する事務		
鳥取県消費生活審議会	消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和55年鳥取県条例第5号）第24条の規定による県民の消	くらしの安心局消費生活センター	

		費生活に関する重要事項の調査審議及び県民の消費生活に関する事項についての知事に対する意見の具申に関する事務	
鳥取県景観審議会	鳥取県景観形成条例（平成19年鳥取県条例第14号）第26条の規定による景観形成に関する事項の調査審議及び景観形成に関する事項についての知事に対する意見の具申に関する事務		くらしの安心局景観まちづくり課
鳥取県都市計画審議会	都市計画法（昭和43年法律第100号）によりその権限に属させられた事項の調査審議及び知事の諮問に応じ都市計画に関する事項の調査審議に関する事務		
鳥取県開発審査会	都市計画法第50条第1項に規定する審査請求に対する裁決その他同法によりその権限に属させられた事項に関する事務		
米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第56条第3項の規定による換地計画、仮換地の指定及び減価補償金の交付に関する事項について同法によりその権限に属させられた事項の調査審議に関する事務		
鳥取県屋外広告物審議会	鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第11条第1項及び第2項の規定による広告物に関する重要事項の調査審議及び広告物に関する重要事項についての知事に対する建議に関する事務		
鳥取県国土利用計画地	国土利用計画法（昭和49年法律第92号）によりそ		

方審議会	の権限に属させられた事項の調査審議並びに国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関し重要な事項の調査審議に関する事務	
鳥取県土地利用審査会	国土利用計画法によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務	
鳥取県建築審査会	建築基準法第78条の規定による特定行政庁又は建築主事等の処分等に対する不服申立ての裁定及び壁面線の指定等に対する同意並びに同法施行に関する重要事項の調査審議に関する事務	くらしの安心局住宅政策課
鳥取県建築士審査会	建築士法第28条の規定による2級建築士試験及び木造建築士試験に関する事務並びに同法によりその権限に属させられた事項の処理に関する事務	
鳥取県生活環境部指定管理候補者審査委員会	生活環境部の所管に属する公の施設について、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条、第6条第2項及び第22条第3項の規定による指定管理者の指定に係る審査に関する事務	水・大気環境課（緑豊かな自然課が担当する事務を除く。） 緑豊かな自然課（鳥取県立布勢総合運動公園、鳥取県立東郷湖羽合臨海公園及び鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館に関することに限る。）
鳥取県中小企業調停審議会	中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定により	経済産業総室

	<p>商工組合等が締結する組合協約及び特殊契約に関する重要事項、中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第6条第3項に規定する中小企業団体の構成員たる中小企業者の経営の安定に及ぼす影響等に関する事項並びに中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定により事業協同組合等が締結する団体協約に関する重要事項の調査審議に関する事務</p>
鳥取県大規模小売店舗立地審議会	<p>鳥取県大規模小売店舗立地審議会条例（平成12年鳥取県条例第21号）第2条の規定による大規模小売店舗を設置する者がその施設の配置及び運営方法について配慮すべき重要事項の調査審議に関する事務</p>
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会	<p>鳥取県地方独立行政法人法施行条例（平成18年鳥取県条例第61号）第2条の規定による地方独立行政法人の業務の実績に関する評価その他地方独立行政法人法によりその権限に属せられた事項の処理に関する事務（地方独立行政法人鳥取県産業技術センターに係るものに限る。）</p>
鳥取県商工労働部指定管理候補者審査委員会	<p>とっとりバイオフロンティアについて、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第2項及び第22条第3項の規定による</p>

		指定管理者の指定に係る 審査に関する事務	
鳥取県農業 共済保険審 査会	農業災害補償法（昭和22 年法律第185号）第131条 第1項及び第143条の2 第2項の規定による農業 共済組合連合会の組合員 が保険に関する事項につ いて提起する訴の審査並 びに農業災害の発生、予 防及び防止に関する事 項、共済掛金等の適正化 に関する事項その他同法 の運用に関する重要事項 の調査審議に関する事務	農政課	
鳥取県農林 水産部指定 管理候補者 審査委員会	農林水産部の所管に属す る公の施設について、鳥 取県公の施設における指 定管理者の指定手続等に 関する条例第5条、第6 条第2項及び第22条第3 項の規定による指定管理 者の指定に係る審査に関 する事務	農政課（生 産振興課、 森林・林業 振興局森林 づくり推進 課及び水産 振興局水産 課が担当す る事務を除 く。） 生産振興課 （鳥取県立 とっとり花 回廊及び鳥 取県立鳥取 二十世紀梨 記念館に関 することに 限る。） 森林・林業 振興局森林 づくり推進 課（鳥取県 立とっとり 出合いの森 に関するこ とに限 る。） 水産振興局 水産課（鳥	

		取県宮境港 水産物地方 卸売市場及 び境漁港に 関することに 限る。)
鳥取県森林 審議会	森林法（昭和26年法律第 249号）第68条第2項の 規定による森林に関する 重要事項についての知事 に対する答申及び関係行 政庁に対する建議に関す る事務	森林・林業 振興局林政 企画課
鳥取県内水 面利用調整 委員会	鳥取県内水面利用調整委 員会条例（平成15年鳥取 県条例第55号）第2条の 規定による内水面の利用 等に係る争いに係るあっ せん及び仲裁に関する事 務	行政監察・ 法人指導課 （水産振興 局水産課が 担当する事 務及び議会 対応に関す ることを除 く。） 水産振興局 水産課（内 水面の利用 に係る資料 の収集、法 令の調査そ の他の調査 等に関する ことに限 る。） 行政監察・ 法人指導課 及び水産振 興局水産課 （議会对応 に関するこ とに限 る。）
鳥取県建設 工事紛争審 査会	建設業法（昭和24年法律 第100号）第25条の規定 による建設工事の請負契 約に関する紛争について のあっせん、調停及び仲	県土総務課

	裁に関する事務	
鳥取県建設 工事等入札 ・契約審議 会	鳥取県建設工事等入札・ 契約審議会条例（平成14 年鳥取県条例第68号）第 2条の規定による建設工 事等の入札及び契約に関 する制度及びその運用状 況、建設工事等の入札及 び契約に係る関係者から の苦情の処理状況、建設 工事等の入札及び契約に 係る談合その他の不正行 為並びに用地取得等契約 の処理状況についての調 査審議に関する事務	
鳥取県土地 収用事業認 定審議会	土地収用法（昭和26年法 律第219号）第34条の7 第1項の規定による同法 の規定によりその権限に 属させられた事項の調査 審議に関する事務	技術企画課
鳥取県採石 場安全対策 審議会	鳥取県採石条例（平成15 年鳥取県条例第72号）第 12条第1項の規定による 採石認可及びその変更認 可並びに災害防止措置等 に係る命令並びに採石に 係る重要事項についての 審議及び知事に対する意 見の具申に関する事務	治山砂防課
鳥取県地方 港湾審議会	鳥取県地方港湾審議会条 例（昭和49年鳥取県条例 第16号）第1条の規定に よる県が管理する重要港 湾及び地方港湾に関する 重要事項の調査審議に関 する事務	空港港湾課
鳥取県県土 整備部指定 管理候補者 審査委員会	鳥取県立みなとさかい交 流館について、鳥取県公 の施設における指定管理 者の指定手続等に関する 条例第6条第2項及び第 22条第3項の規定による 指定管理者の指定に係る 審査に関する事務	

鳥取県立大山駐車場指定管理候補者審査委員会	鳥取県立大山駐車場について、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第6条第2項及び第22条第3項の規定による指定管理者の指定に係る審査に関する事務	西部総合事務所地域振興局西部広域観光課
鳥取県立大山自然歴史館指定管理候補者審査委員会	鳥取県立大山自然歴史館について、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条及び第22条第3項の規定による指定管理者の指定に係る審査に関する事務	西部総合事務所生活環境局生活安全課

第3章 地方機関

(定義)

第18条 略

(内部組織の所掌事務)

第19条 略

(名称、位置及び所管区域)

第20条 略

(内部組織)

第21条 略

(地域振興局各課の所掌事務)

第22条 略

第22条の2 略

(福祉保健局各課の所掌事務)

第22条の3 福祉保健局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健局福祉企画課・福祉保健局福祉支援課
略

福祉保健局障がい者支援課

(1) 略

(2) 要保護女子及び配偶者等からの暴力の被害者の保護に係る相談に関すること。

第4章 地方機関

(定義)

第19条 略

(内部組織の所掌事務)

第20条 略

(名称、位置及び所管区域)

第21条 略

(内部組織)

第22条 略

(地域振興局各課の所掌事務)

第22条の2 略

第22条の3 略

(福祉保健局各課の所掌事務)

第22条の4 福祉保健局各課の所掌事務は、次のとおりとする。

福祉保健局福祉企画課・福祉保健局福祉支援課
略

福祉保健局障がい者支援課

(1) 略

(2) 要保護女子及び配偶者からの暴力の被害者の保護に係る相談に関すること。

<p>(3)～(6) 略 福祉保健局健康支援課 略</p> <p>(生活環境局各課の所掌事務)</p> <p><u>第22条の4</u> 生活環境局各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>生活環境局環境・循環推進課 次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。）</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（<u>昭和32年法律第164号</u>）の施行に関すること。</p> <p>(5)～(11) 略 生活環境局生活安全課・生活環境局建築住宅課 略</p> <p>(農林局各課の所掌事務)</p> <p><u>第22条の5</u> 略</p> <p><u>第22条の6</u> 略</p> <p>(県土整備局各課の所掌事務)</p> <p><u>第22条の7</u> 略</p> <p>(日野振興センター日野振興局各課の所掌事務)</p> <p><u>第22条の8</u> 略</p> <p>(日野振興センター日野県土整備局各課の所掌事務)</p> <p><u>第22条の9</u> 略</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第66条 保育専門学院は、<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）</u>第7条第1項に規定する児童福祉施設において児童の保育に従事する者を養成するための事務を所掌する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第71条 福祉相談センターは、児童及び要保護女子の福祉並びに<u>配偶者等</u>からの暴力の防止及び被害者の保護に関する相談についての総合企画及び連絡調整を行う事務を所掌する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第77条 婦人相談所は、<u>次に掲げる</u>事務を所掌する。</p>	<p>(3)～(6) 略 福祉保健局健康支援課 略</p> <p>(生活環境局各課の所掌事務)</p> <p><u>第22条の5</u> 生活環境局各課の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>生活環境局環境・循環推進課 次に掲げる事務（保健所の所掌に属するものを除く。）</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律の施行に関すること。</p> <p>(5)～(11) 略 生活環境局生活安全課・生活環境局建築住宅課 略</p> <p>(農林局各課の所掌事務)</p> <p><u>第22条の6</u> 略</p> <p><u>第22条の7</u> 略</p> <p>(県土整備局各課の所掌事務)</p> <p><u>第22条の8</u> 略</p> <p>(日野振興センター日野振興局各課の所掌事務)</p> <p><u>第22条の9</u> 略</p> <p>(日野振興センター日野県土整備局各課の所掌事務)</p> <p><u>第22条の10</u> 略</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第66条 保育専門学院は、<u>児童福祉法第7条第1項</u>に規定する児童福祉施設において児童の保育に従事する者を養成するための事務を所掌する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第71条 福祉相談センターは、児童及び要保護女子の福祉並びに<u>配偶者</u>からの暴力の防止及び被害者の保護に関する相談についての総合企画及び連絡調整を行う事務を所掌する。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第77条 婦人相談所は、<u>売春防止法（昭和31年法律第</u></p>
---	---

<p>(1) <u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第34条第2項各号に掲げる要保護女子の保護更生に関する事務</u></p> <p>(2) <u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項各号（同法第28条の2において準用する場合を含む。）に掲げる配偶者暴力相談支援センターの業務</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第82条 障害児入所施設は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第8項に定める短期入所に関すること。</p> <p>2 略</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第93条 精神保健福祉センターは、県民の精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るため、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第1項の申請に対する決定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること。</p> <p>(6)～(9) 略</p> <p>(事務分担)</p> <p>第158条 略</p> <p style="text-align: center;">第4章 附属機関</p> <p>(附属機関の庶務担当機関)</p> <p>第159条 <u>鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例53号）第2条第1項の規定により設置された附属</u></p>	<p><u>118号）第34条第2項の規定による要保護女子の保護更生に関する事務並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第3項の規定による配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する事務を所掌する。</u></p> <p>(所掌事務)</p> <p>第82条 障害児入所施設は、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に定める短期入所に関すること。</p> <p>2 略</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第93条 精神保健福祉センターは、県民の精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るため、次に掲げる事務を所掌する。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第1項の申請に対する決定及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第52条第1項に規定する支給認定（精神障害者に係るものに限る。）に関する事務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものに関すること。</p> <p>(6)～(9) 略</p> <p>(事務分担)</p> <p>第158条 略</p>
--	---

機関の庶務担当機関は、次のとおりとする。

附属機関	庶務担当機関
鳥取県教育協働会議	企画課
鳥取県パートナー県政推進会議	
鳥取県個人情報保護審議会	県民課（地域振興課が担当する事務を除く。）
	地域振興課（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の9第2項に規定する事項の調査審議する事項に限る。）
鳥取県情報公開審議会	県民課（政策法務課が担当する事務を除く。）
	政策法務課（鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）第22条第2号に掲げる事項の調査審議に関する事務に限る。）
鳥取県防災会議	危機管理政策課
鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例見直し検討委員会	
鳥取県版業務継続計画策定推進会議	
鳥取県国民保護協議会	危機対策・情報課
鳥取県原子力防災専門家会議	原子力安全対策課
鳥取県救急搬送高度化推進協議会	消防防災課（健康医療局医療政策課が担当する事務を除く。）
	健康医療局医療政策課（傷病者の受入れに関することに限る。）
鳥取県固定資産評価審議会	税務課
鳥取県公益認定等審議会	行政監察・法人指導課
鳥取県内水面利用調整委員会	行政監察・法人指導課（水産振興局水産課が

	担当する事務を除く。)
	水産振興局水産課（内水面の利用に係る資料の収集、法令の調査その他の調査等に関することに限る。）
鳥取県公共事業評価委員会	工事検査課
鳥取県東京アンテナショップ運営会議	東京本部
鳥取県職員の処分等に係る評価委員会	行財政改革局人事企画課
鳥取県知事等の給与に関する有識者会議	
鳥取県事業棚卸し評価者会議	行財政改革局業務効率推進課
鳥取県財産評価審議会	行財政改革局財源確保推進課
鳥取県職員人材開発センター運営審議会	行財政改革局職員人材開発センター
鳥取県公務災害補償等認定委員会	行財政改革局福利厚生課
鳥取県公務災害補償等審査会	
鳥取県職員一般疾患健康管理審査会	
鳥取県職員精神疾患健康管理審査会	
鳥取県人権尊重の社会づくり協議会	人権局人権・同和対策課
鳥取県いじめ問題検証委員会	
鳥取県人権意識調査実施検討委員会	
鳥取県立人権ひろば21指定管理候補者審査委員会	
鳥取県立人権ひろば21指定管理施設運営評価委員会	
鳥取県私立学校審議会	教育・学術振興課（子育て王国推進局子育て応援課が担当する事務を除く。）

	子育て王国推進局子育て応援課（私立幼稚園に関することに限る。）
鳥取県男女共同参画推進員	男女共同参画推進課（委員の任免に関することに限る。） 男女共同参画センター（男女共同参画推進課が担当する事務を除く。）
鳥取県男女共同参画審議会	男女共同参画推進課
鳥取県男女共同参画推進企業認定委員会	
鳥取県東部地区中山間地域振興協議会	東部振興監東部振興課
鳥取県八頭地区中山間地域振興協議会	
鳥取県文化芸術振興審議会	文化政策課
鳥取県アーティスト・リゾート・イン・トットリ事業評価委員会	
鳥取県ジュニア美術展覧会運営委員会	
鳥取県美術展覧会運営委員会	
鳥取県文化芸術事業評価委員会	
鳥取県文化功労賞知事表彰選考委員会	
とっとり伝統芸能まつり出演団体選定委員会	
鳥取県文化観光局指定管理候補者審査委員会	
鳥取県文化観光局指定管理施設運営評価委員会	
鳥取県社会福祉審議会	福祉保健課
鳥取県社会福祉・保健サービス評価推進委員会	
鳥取県福祉のまちづくり推進協議会	福祉保健課（くらしの安心局住宅政策課が担

	<p>当する事務を除く。)</p> <p>くらしの安心局住宅政策課（福祉のまちづくりのための建築物及びその敷地の整備基準に関することに限る。)</p>
鳥取県精神医療審査会	<p>障がい福祉課（精神保健福祉センターが担当する事務を除く。)</p> <p>精神保健福祉センター（入院の要否及び退院等の請求についての審査処理に関することに限る。)</p>
鳥取県障害者介護給付費等不服審査会	障がい福祉課
鳥取県障害者施策推進協議会	
鳥取県手話施策推進協議会	
鳥取県体験作文等審査委員会	
鳥取県地域移行支援プロジェクト会議	
鳥取県地域依存症対策推進委員会	
鳥取県地域自立支援協議会	
鳥取県福祉保健部指定管理候補者審査委員会	<p>障がい福祉課（長寿社会課及び子育て王国推進局子育て応援課が担当する事務を除く。)</p> <p>長寿社会課（鳥取県立皆生尚寿苑及び福祉人材研修センターに関することに限る。)</p> <p>子育て王国推進局子育て応援課（鳥取砂丘こどもの国に関することに限る。)</p>
鳥取県福祉保健部指定管理施設運営評価委員会	<p>障がい福祉課（長寿社会課及び子育て王国推進局子育て応援課が担当する事務を除く。)</p> <p>長寿社会課（鳥取県立</p>

	皆生尚寿苑及び福祉人材研修センターに関することに限る。)
	子育て王国推進局子育て応援課（鳥取砂丘こどもの国に関することに限る。)
鳥取県介護保険審査会	長寿社会課
鳥取県介護保険事業支援計画及び老人福祉計画策定・推進委員会	
鳥取県喀痰吸引等研修実施委員会	
鳥取県「支え愛」まちづくり推進プロジェクトチーム	
鳥取県母子保健対策協議会	子育て王国推進局子育て応援課
鳥取県青少年問題協議会	子育て王国推進局青少年・家庭課
鳥取県有害図書類指定審査会	
鳥取県障害児通所給付費等不服審査会	子育て王国推進局子ども発達支援課
鳥取県子どもの心の診療ネットワーク会議	
鳥取県重症心身障がい児・者関係医療機関会議	
鳥取県発達障がい者支援体制整備検討委員会	
鳥取県ペアレントメンター運営委員会	
鳥取県肝炎対策協議会	健康医療局健康政策課
鳥取県がん対策推進県民会議	
鳥取県感染症対策協議会	
鳥取県健口食育プロジェクト事業検討会	
鳥取県健康づくり文化創造推進県民会議	
鳥取県心といのちを守る県民運動	
鳥取県食育推進活動知	

事表彰選考委員会	
鳥取県地域がん登録あり方検討ワーキンググループ	
鳥取県特定疾患対策協議会	
鳥取県8020運動推進協議会	
鳥取県よい歯のコンクール審査会	
鳥取県医療審議会	健康医療局医療政策課
鳥取県准看護師試験委員	
鳥取県看護師養成の技本的拡充に向けての検討会	
鳥取県周産期医療協議会	
鳥取県地域医療対策協議会	
鳥取県保健師現任教育検討会	
鳥取県立歯科衛生専門学校入学者選抜試験委員会	
鳥取県国民健康保険審査会	健康医療局医療指導課
鳥取県後期高齢者医療審査会	
鳥取県麻薬中毒審査会	
鳥取県医療安全推進協議会	
鳥取県薬物乱用対策推進本部	
鳥取県環境審議会	環境立県推進課
鳥取県環境影響評価審査会	
鳥取県公害紛争あっせん委員	
鳥取県公害紛争調停委員会	
鳥取県公害紛争仲裁委員会	
鳥取県湖山池環境モニタリング委員会	水・大気環境課

鳥取県地下水研究プロジェクト	
鳥取県放射能調査専門家会議	
鳥取県生活環境部指定管理候補者審査委員会	水・大気環境課（緑豊かな自然課が担当する事務を除く。） 緑豊かな自然課（鳥取県立布勢総合運動公園、鳥取県立東郷湖羽合臨海公園及び氷ノ山自然ふれあい館に関することに限る。）
鳥取県生活環境部指定管理施設運営評価委員会	水・大気環境課（緑豊かな自然課が担当する事務を除く。） 緑豊かな自然課（鳥取県立布勢総合運動公園、鳥取県立東郷湖羽合臨海公園及び氷ノ山自然ふれあい館に関することに限る。）
鳥取県衛生環境研究所調査研究外部評価委員会	衛生環境研究所
鳥取県廃棄物審議会	循環型社会推進課
鳥取県特定鳥獣保護管理検討会	緑豊かな自然課
鳥取県外来種検討委員会	
鳥取県氷ノ山グリーンエコリゾート推進協議会	
鳥取県交通安全対策会議	くらしの安心局くらしの安心推進課
鳥取県クリーニング師試験委員	
鳥取県生活衛生営業審議会	
鳥取県調理師試験委員	
鳥取県犯罪のないまちづくり協議会	
鳥取県ふぐ処理師試験委員	
鳥取県食の安全推進会	

議	
鳥取県動物愛護推進協議会	
鳥取県消費生活審議会	くらしの安心局消費生活センター
鳥取県屋外広告物審議会	くらしの安心局景観まちづくり課
鳥取県開発審査会	
鳥取県景観審議会	
鳥取県国土利用計画地方審議会	
鳥取県都市計画審議会	
鳥取県土地利用審査会	
米子境港都市計画事業米子駅前通り土地区画整理審議会	
米子駅前通り土地区画整理事業評価員	
鳥取県建築士審査会	くらしの安心局住宅政策課
鳥取県建築審査会	
鳥取県経済成長戦略会議	商工政策課
鳥取県経済・雇用振興キャビネット	
鳥取県雇用創造1万人推進会議	
鳥取県グリーン商品認定審査会	立地戦略課
鳥取県次世代環境産業創出プロジェクト検討委員会	
鳥取県中小企業調停審議会	経済産業総室
鳥取県大規模小売店舗立地審議会	
地方独立行政法人鳥取県産業技術センター評価委員会	
鳥取県医工連携推進プロジェクト推進委員会	
鳥取県経営革新計画承認審査会	
鳥取県経営革新大賞表彰審査委員会	
鳥取県知的財産マネジ	

メント委員会	
鳥取県トライアル発注 対象製品等選定会議	
鳥取県商工労働部指定 管理候補者審査委員会	
鳥取県商工労働部指定 管理施設運営評価委員 会	
鳥取県技能者表彰候補 者選考委員会	雇用人材総室
鳥取県農業共済保険審 査会	農政課
鳥取県優秀経営農林水 産業者等被表彰者審査 会	
鳥取県農林水産部指定 管理候補者審査委員会	農政課（生産振興課、 森林・林業振興局森林 づくり推進課及び水産 振興局水産課が担当す る事務を除く。）
	生産振興課（とっとり 花回廊及び鳥取二十世 紀梨記念館に関するこ とに限る。）
	森林・林業振興局森林 づくり推進課（鳥取県 立とっとり出合いの森 に関する ことに限 る。）
	水産振興局水産課（鳥 取県宮境港水産物地方 卸売市場及び境漁港に 関することに限る。）
鳥取県農林水産部指定 管理施設運営評価委員 会	農政課（生産振興課、 森林・林業振興局森林 づくり推進課及び水産 振興局水産課が担当す る事務を除く。）
	生産振興課（とっとり 花回廊及び鳥取二十世 紀梨記念館に関するこ とに限る。）
	森林・林業振興局森林 づくり推進課（鳥取県 立とっとり出合いの森

	に 関 す る こ と に 限 る 。)
	水産振興局水産課（鳥取県宮境港水産物地方卸売市場及び境漁港に関することに限る。）
鳥取県立農業大学校外部評価委員会	農業大学校
鳥取県有機・特別栽培農産物等推進協議会	生産振興課
鳥取県和牛改良委員会	畜産課
鳥取県和牛再生ステップアップ協議会	
鳥取県農業農村整備事業の環境配慮に係る意見交換会	農地・水保全課
鳥取県みんなで取り組む農業農村保全活動推進委員会	
鳥取県農林水産部試験研究機関の試験研究に係る外部評価委員会	農林総合研究所企画総務課
鳥取県和牛産肉能力検定委員会	農林総合研究所畜産試験場
鳥取県森林審議会	森林・林業振興局林政
鳥取県林業普及指導事業外部評価検討会	企画課
鳥取県森林環境保全税関連事業評価委員会	森林・林業振興局森林づくり推進課
鳥取県伝統工芸認定委員会	市場開拓局市場開拓課
とっとり県産品利用促進協議会	市場開拓局食のみやこ推進課
鳥取県「食のみやこ鳥取県」特産品コンクール審査会	
鳥取県ふるさと認証食品協議会	
鳥取県建設工事等入札・契約審議会	県土総務課
鳥取県建設工事紛争審査会	
鳥取県土地収用事業認定審議会	技術企画課
鳥取沿岸の砂浜海岸復	

元・港内堆砂抑制に向けた技術検討委員会	
鳥取県コンクリート耐久性等の品質向上検討委員会	
鳥取県新技術等実現化調査検討委員会	
鳥取県岩美海岸（陸上地区）侵食対策検討委員会	河川課
鳥取県大路川流域治水対策協議会	
鳥取県河川委員会	
鳥取県採石場安全対策審議会	治山砂防課
鳥取県市瀬地区土砂崩落調査委員会	
鳥取県土砂災害警戒情報検討委員会	
鳥取県地方港湾審議会	空港港湾課
鳥取県立みなとさかい交流館運営等協議会	
鳥取県県土整備部指定管理候補者審査委員会	
鳥取県県土整備部指定管理施設運営評価委員会	
鳥取県中部地区中山間地域振興協議会	中部総合事務所地域振興局中山間地域振興チーム
鳥取県中部福祉事務所老人ホーム入所調整委員会	中部総合事務所福祉保健局福祉企画課
鳥取県中部感染症診査協議会	中部総合事務所福祉保健局健康支援課
鳥取県中部圏域がん対策推進会議	
鳥取県中部地域歯科保健推進協議会	
鳥取県中部保健医療圏地域保健医療協議会	
鳥取県中部保健医療圏の産科・小児科医療体制検討会	
鳥取県中部総合事務所	中部総合事務所農林局

農林局倉吉農業改良普及所普及指導活動評価検討会	倉吉農業改良普及所
鳥取県中部総合事務所農林局東伯農業改良普及所普及指導活動評価検討会	中部総合事務所農林局東伯農業改良普及所
鳥取県立大山駐車場指定管理候補者審査委員会	西部総合事務所地域振興局西部広域観光課
鳥取県立大山駐車場指定管理施設運営評価委員会	
鳥取県西部地区中山間地域振興協議会	西部総合事務所地域振興局中山間地域振興チーム
鳥取県西部福祉事務所老人ホーム入所調整委員会	西部総合事務所福祉保健局福祉支援課
鳥取県西部感染症診査協議会	西部総合事務所福祉保健局健康支援課
鳥取県西部圏域がん対策推進会議	
鳥取県西部地域歯科保健推進協議会	
鳥取県西部保健医療圏地域保健医療協議会	
鳥取県立大山自然歴史館指定管理候補者審査委員会	西部総合事務所生活環境局生活安全課
鳥取県立大山自然歴史館指定管理施設運営評価委員会	
鳥取県西部総合事務所就農計画認定審査委員会	西部総合事務所農林局農林業振興課
鳥取県西部総合事務所農林局西部農業改良普及所普及指導活動評価検討会	西部総合事務所農林局西部農業改良普及所
鳥取県西部総合事務所農林局西部農業改良普及所大山普及支所普及指導活動評価検討会	
鳥取県日野地区中山間	西部総合事務所日野振

地域振興協議会	興センター日野振興局 地域振興課
鳥取県西部総合事務所 日野振興センター就農 計画認定審査委員会	西部総合事務所日野振 興センター日野振興局 農林業振興課
鳥取県西部総合事務所 日野振興センター日野 振興局日野農業改良普 及所普及指導活動評価 検討会	西部総合事務所日野振 興センター日野振興局 日野農業改良普及所
鳥取県新鳥取県史編さ ん委員会	公文書館
鳥取県東部福祉保健事 務所老人ホーム入所調 整委員会	東部福祉保健事務所福 祉企画課
鳥取県東部感染症診査 協議会	東部福祉保健事務所健 康支援課
鳥取県東部圏域がん対 策推進会議	
鳥取県東部地域歯科保 健推進協議会	
鳥取県東部保健医療圏 地域保健医療協議会	
鳥取県自立支援医療費 (精神通院医療)支給 認定・精神障害者保健 福祉手帳交付判定会	精神保健福祉センター
鳥取県立産業人材育成 センターコンピュータ 制御科運営推進協議会	産業人材育成センター 倉吉校
鳥取県立産業人材育成 センター土木システム 科運営推進協議会	
鳥取県立産業人材育成 センター木造建築科運 営推進協議会	
鳥取県立産業人材育成 センター総合実務科運 営推進協議会	
鳥取県立産業人材育成 センター自動車整備科 運営推進協議会	産業人材育成センター 米子校
鳥取県立産業人材育成 センター設計・インテ リア科運営推進協議会	

鳥取県立産業人材育成センターデザイン科運営推進協議会		
鳥取県東部農林事務所就農計画認定審査委員会	東部農林事務所農林業振興課	
鳥取県東部農林事務所八頭事務所就農計画認定審査委員会	東部農林事務所八頭事務所農林業振興課	
鳥取県東部農林事務所鳥取農業改良普及所普及指導活動評価検討会	東部農林事務所鳥取農業改良普及所	
鳥取県東部農林事務所八頭事務所八頭農業改良普及所普及指導活動評価検討会	東部農林事務所八頭事務所八頭農業改良普及所	
鳥取県男女共同参画センター運営協議会	男女共同参画センター	
<p>2 <u>鳥取県附属機関条例第2条第3項の規定により設置される附属機関の庶務担当機関は、同条第4項の規定により告示するものとする。</u></p> <p>(所掌事務の主管の判定)</p> <p><u>第160条</u> 略</p>		<p>(所掌事務の主管の判定)</p> <p><u>第159条</u> 略</p>

附 則

(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第77条の改正規定は、平成26年1月3日から施行する。(鳥取県事務処理権限規則の一部改正)
- 鳥取県事務処理権限規則(平成8年鳥取県規則第32号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 地方機関 <u>組織規則第2条第3項</u>に規定する機関をいう。</p> <p>(12)～(19) 略</p> <p>(20) 総合事務所内局長 <u>組織規則第21条</u>各項の表の左欄に掲げる局等地域振興局、福祉保健局、生活環境局、農林局、県土整備局、米子県土整備局、日野振興局及び日野県土整備局の長</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 地方機関 <u>組織規則第2条第4項</u>に規定する機関をいう。</p> <p>(12)～(19) 略</p> <p>(20) 総合事務所内局長 <u>組織規則第22条</u>各項の表の左欄に掲げる地域振興局、福祉保健局、生活環境局、農林局、県土整備局、米子県土整備局、日野振興局及び日野県土整備局の長をい</p>

をいう。	う。
------	----

(鳥取県会計規則の一部改正)

3 鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 機関 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）第2条第3項に規定する地方機関並びに鳥取県教育委員会事務局等組織規則（昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号）第2条第4項に規定する地方機関及び同条第6項に規定する教育機関並びに警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年鳥取県条例第30号）別表に規定する警察署をいう。</p> <p>(3)～(6) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 機関 鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号）<u>第2条第4項</u>に規定する地方機関並びに鳥取県教育委員会事務局等組織規則（昭和39年鳥取県教育委員会規則第5号）第2条第4項に規定する地方機関及び同条第6項に規定する教育機関並びに警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和29年鳥取県条例第30号）別表に規定する警察署をいう。</p> <p>(3)～(6) 略</p>